

グローバル・アンブレラ

- UBS BRIC／追加型投信／海外／株式／インデックス型
- UBS コモディティ／追加型投信／海外／その他資産(商品先物)／インデックス型
- UBS フード(豪ドル連動型)／追加型投信／海外／その他資産(商品先物)／インデックス型
- UBS 原油(WTI先物指数連動型)／追加型投信／海外／その他資産(商品先物)／インデックス型
- UBS マネー／追加型投信／国内／債券



[投資信託説明書(交付目論見書)] 2015年2月28日

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社](ファンドの運用の指図を行う者)

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

<照会先>

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号:03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

[受託会社](ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

	商品分類			
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足区分
グローバル・アンブレラ UBS BRIC	追加型	海外	株式	インデックス型
グローバル・アンブレラ UBS コモディティ	追加型	海外	その他資産(商品先物)	インデックス型
グローバル・アンブレラ UBS フード(豪ドル連動型)	追加型	海外	その他資産(商品先物)	インデックス型
グローバル・アンブレラ UBS 原油(WTI先物指数連動型)	追加型	海外	その他資産(商品先物)	インデックス型
グローバル・アンブレラ UBS マネー	追加型	国内	債券	—

	属性区分					
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
■グローバル・アンブレラ UBS BRIC	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年1回	エマージング	ファミリーファンド	なし	その他の指数(MSCI BRICインデックス(円換算ベース))
■グローバル・アンブレラ UBS コモディティ	その他資産(投資信託証券(債券 その他債券))	年1回	グローバル(除く日本)	ファミリーファンド	なし	その他の指数(UBSブルームバーグCMCI総合指数(円換算ベース))
■グローバル・アンブレラ UBS フード(豪ドル連動型)	その他資産(投資信託証券(債券 その他債券))	年1回	グローバル(除く日本)	ファミリーファンド	なし	その他の指数(UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター(豪ドルヘッジ、円換算ベース))
■グローバル・アンブレラ UBS 原油(WTI先物指数連動型)	債券(その他債券)	年1回	北米	—	なし	その他の指数(UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数(円換算ベース))
■グローバル・アンブレラ UBS マネー	債券(一般)	年1回	日本	—	—	—

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)でご覧いただけます。

[ファンドの名称について]

グローバル・アンブレラUBS BRIC

※「UBS BRIC」と称する場合があります。

グローバル・アンブレラUBSフード(豪ドル連動型)

※「UBSフード(豪ドル連動型)」と称する場合があります。

グローバル・アンブレラUBSマネー

※「UBSマネー」と称する場合があります。

なお、上記の各ファンドもしくは複数のファンドを「ファンド」または「グローバル・アンブレラ」という場合があります。

グローバル・アンブレラUBSコモディティ

※「UBSコモディティ」と称する場合があります。

グローバル・アンブレラUBS原油(WTI先物指数連動型)

※「UBS原油(WTI先物指数連動型)」または「UBS原油」と称する場合があります。

◎委託会社の情報

設立／平成8年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)

資本金／22億円(平成26年12月末現在)

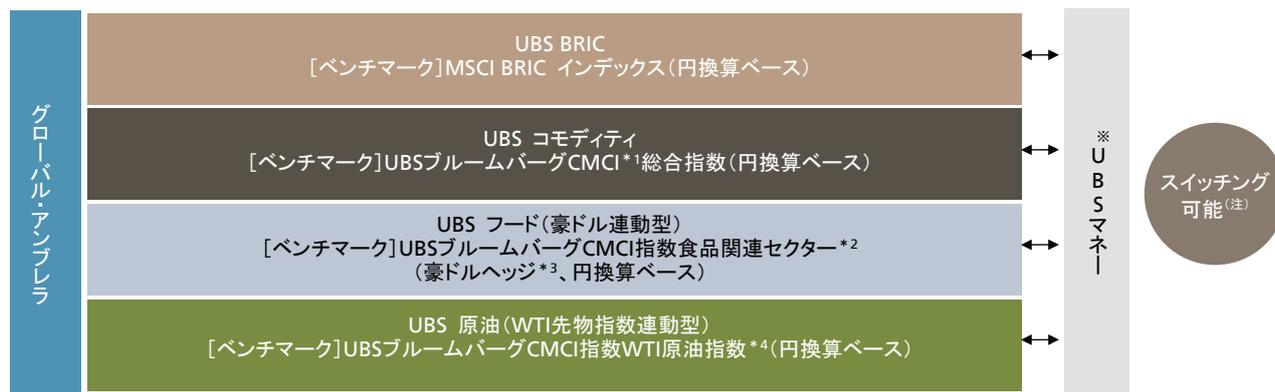
運用する投資信託財産の合計純資産総額／10,717億円(平成26年12月末現在)

『グローバル・アンブレラ UBS BRIC / UBSコモディティ / UBSフード(豪ドル連動型) / UBS原油(WTI先物指数連動型) / UBSマネー』の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年2月27日に関東財務局長に提出しており、平成27年2月28日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

グローバル・アンブレラの特徴

1. 株式またはコモディティを実質的な投資対象とした4つのファンドと待機資金用のマネーファンドの計5つのファンドをご提供します。[※]
[※]販売会社により取扱うファンドが異なる場合があります。
 - ・ファンドは株式またはコモディティの主要指数に概ね連動した投資成果を目指します。
 - ・グローバル・アンブレラを構成する5つのファンドは、「UBS BRIC」、「UBS コモディティ」、「UBS フード(豪ドル連動型)」、「UBS 原油(WTI先物指数連動型)」、「UBSマネー」です。
 2. グローバル・アンブレラを構成するファンド間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によりスイッチングができない場合があります。
 - ・各ファンドの投資割合に応じて、様々なポートフォリオの構築が可能となります。
 - [※]「UBS マネー」の買付は、スイッチングによる買付のみとなります。
 - [※]「UBS マネー」以外のファンドから、他ファンドにスイッチングする際には、一旦、「UBS マネー」にスイッチングし、後日、他ファンドへスイッチングする必要があります。
 3. UBSグローバル・アセット・マネジメントが運用を行います。
 - ・UBSグローバル・アセット・マネジメントは総合金融機関UBSグループの資産運用部門です。
- ◎グローバル・アンブレラの仕組み
- 各ファンドは、概ね指数の動きと連動する運用を目指します。
 - 各ファンド間でのスイッチングが可能です。ただし、販売会社によりスイッチングができない場合があります。
- [ファンド名称と特色]



(注)販売会社によりスイッチングができない場合、またはスイッチングの対象ファンドが異なる場合があります。詳しくは、各販売会社へお問い合わせください。

※信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

- ・「UBSマネー」の買付は、スイッチングによる買付のみとなります。
- ・「UBSマネー」以外のファンドから、他ファンドにスイッチングする際には、一旦、「UBS マネー」にスイッチングし、後日、他ファンドへスイッチングする必要があります。

*1 CMCI : コンスタント・マチュリティ・コモディティ・インデックスの略。

*2 当ファンドにおける食品関連セクターとは、UBSブルームバーグCMCI総合指数を構成するサブセクターのうち、食品やその原材料となる穀物等のセクターを言います。

*3 「豪ドルヘッジ」とは、米ドル建てである原指数に、米ドル売り／豪ドル買いの為替取引の投資効果を加えたものをいいます。

*4 当ファンドにおけるWTI原油とは、UBSブルームバーグCMCI総合指数を構成するサブセクターのうち、WTI原油(NYMEX)およびWTI原油(ICE)をいいます。

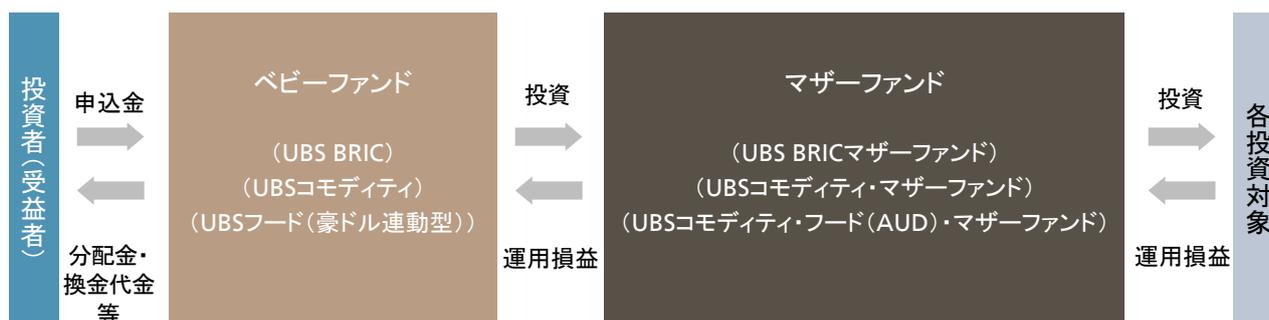
上記インデックス掲載に際してのご留意事項(6ページ)をご覧ください。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの仕組み

[ファミリーファンド方式について]

グローバル・アンブレラの5つのファンドの内、「UBS BRIC」、「UBSコモディティ」、「UBSフード(豪ドル連動型)」の3つのファンドはそれぞれ「UBS BRICマザーファンド」、「UBSコモディティ・マザーファンド」、「UBSコモディティ・フード(AUD)・マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



各ファンドの目的・特色

グローバル・アンブレラ UBS BRIC

ファンドの目的

この投資信託は、株価指数であるMSCI BRICインデックス(円換算ベース)に概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

主としてMSCI BRICインデックスに採用されているブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の企業の株式を中心に実質的に投資を行います。

ベンチマークは、MSCI BRICインデックス(円換算ベース)とし、概ね連動させるように運用を行います。

◎MSCI BRIC インデックスの特徴

- ・相対的に高い成長が見込まれるBRIC諸国に鑑み、MSCI Inc.が公表している指数です。
 - ・ブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の企業を対象とし、株式時価総額に応じて構成されています。
 - ・4カ国を代表する企業の株式が組入上位を占めています。
- ※MSCI BRICインデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。

◎MSCI BRICインデックス(円換算ベース) –《ベンチマーク》

- ・ファンドのベンチマークであるMSCI BRICインデックス(円換算ベース)は、MSCI BRICインデックスを委託会社において円換算したものです。

UBS BRICマザーファンド

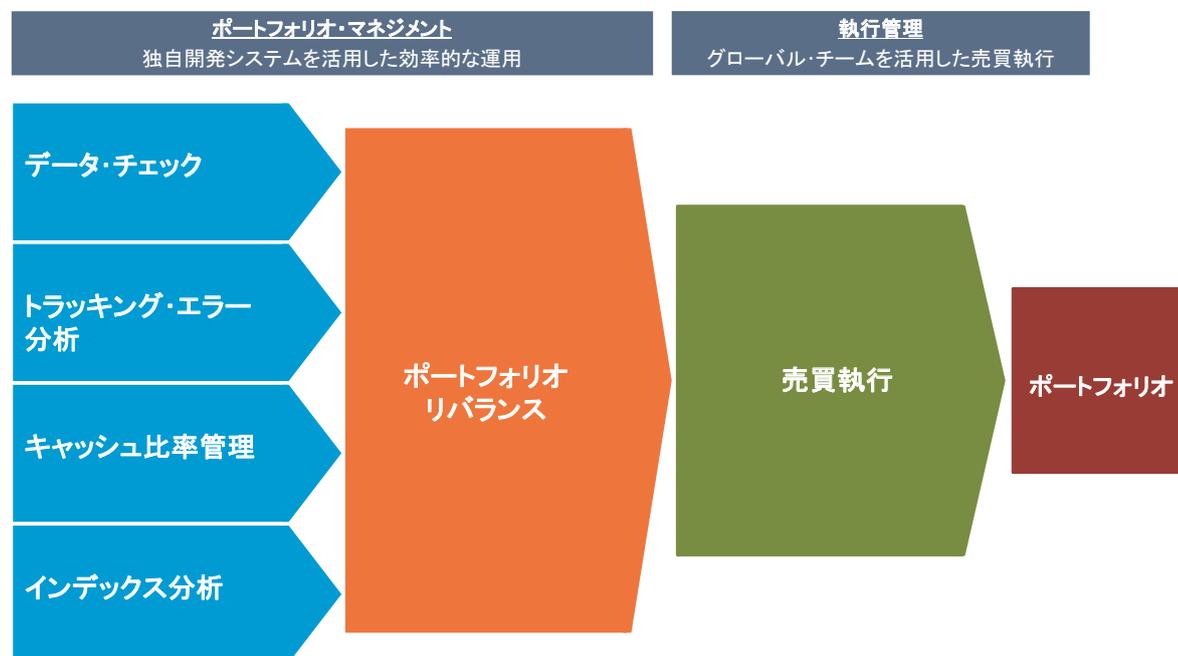
[マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先の概要]

委託先名称: ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

委託する範囲: 有価証券等および通貨の運用

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎UBS BRIC 運用プロセス



(2014年12月末現在)

グローバル・アンブレラ UBS コモディティ

ファンドの目的

この投資信託は、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数(円換算ベース)に概ね連動し、世界の商品市況を反映する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数に価格が連動するユーロ円建て債券等(商品指数連動債等)を中心に実質的に投資を行います。

ベンチマークは、UBSブルームバーグCMCI総合指数(円換算ベース)とし、概ね連動させるように運用を行います。

◎UBSブルームバーグCMCI総合指数の特徴

- ・UBSブルームバーグCMCI総合指数は、UBSとBloombergが開発した世界の複数の代表的商品先物を複数年限指数化したもので、商品市況を反映する指数です。
 - ・同指数は、独自のウエイト計算で、地域・商品において広く分散を行うとともに、限月の違う先物取引を複数用いて、頻繁に取引を行うことで、より効率のよい運用を行います。
- ※「CMCI」は、コンスタント・マチュリティ・コモディティ・インデックスの略です。

◎UBSブルームバーグCMCI総合指数(円換算ベース)－《ベンチマーク》

- ・ファンドのベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI総合指数(円換算ベース)は、UBSブルームバーグCMCI総合指数を委託会社において円換算したものです。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的

この投資信託は、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター(豪ドルヘッジ※、円換算ベース)に概ね連動し、世界の商品市況における食品関連セクターの動向を反映する投資成果を目指して運用を行います。

※「豪ドルヘッジ」とは、米ドル建てである原指数に、米ドル売り／豪ドル買いの為替取引の投資効果を加えたものをいいます。したがって、当ファンドの基準価額は豪ドルと円との間の為替変動の影響を受けます。

ファンドの特色

世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターの豪ドルヘッジベースに価格が連動するユーロ円建て債券等(商品指数連動債等)を中心に実質的に投資を行います。

ベンチマークは、UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター(豪ドルヘッジ、円換算ベース)とし、概ね連動させるように運用を行います。

◎UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターの特徴

・UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターは、UBSとBloombergが開発した世界の代表的商品先物指数であるUBSブルームバーグCMCI総合指数における食品関連セクターの指数を、独立して指数化したもので、商品市況における食品関連セクターの動向を反映する指数です。

※当ファンドにおける食品関連セクターとは、UBSブルームバーグCMCI総合指数を構成するサブセクターのうち、食品やその原材料となる穀物等のセクターをいいます。

◎UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター(豪ドルヘッジ、円換算ベース)－《ベンチマーク》

・ファンドのベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクター(豪ドルヘッジ、円換算ベース)は、UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターを委託会社において豪ドルヘッジベースに計算したものを円換算したものです。

グローバル・アンブレラ UBS 原油(WTI先物指数連動型)

ファンドの目的

この投資信託は、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数(円換算ベース)に概ね連動し、WTI原油の先物指数動向を反映する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数に価格が連動するユーロ円建て債券等(商品指数連動債等)を中心に投資を行います。

ベンチマークは、UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数(円換算ベース)とし、概ね連動させるように運用を行います。

◎UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数の特徴

- ・UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数は、UBSとBloombergが開発した世界の代表的商品先物指数であるUBSブルームバーグCMCI総合指数におけるWTI原油を、独立して指数化したものです。商品市況におけるWTI原油の先物指数動向を反映する指数です。

※当ファンドにおけるWTI原油とは、UBSブルームバーグCMCI総合指数を構成するサブセクターのうち、WTI原油(NYMEX)およびWTI原油(ICE)をいいます。

「WTIとは」	原油取引関係者が注目する代表的銘柄。 西テキサス地方で産出されるガソリンを多く取り出せる高品質な原油のこと。 産出量は全原油の数パーセントにすぎませんが、原油取引関係者が注目する代表的銘柄です。
WTI原油先物	・ニューヨーク・マーカンタイル取引所(NYMEX)およびインターコンチネンタル・エクスチェンジ(ICE)に上場している原油先物。どちらの取引所でも同様の先物商品がドル建てで取引されています。 ・先物指数には、原油価格の他に将来の金利・輸送費用・保管費用等が含まれています。

◎UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数(円換算ベース)－《ベンチマーク》

- ・ファンドのベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数(円換算ベース)は、UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数を委託会社において円換算したものです。

グローバル・アンブレラ UBS マネー

ファンドの目的

この投資信託は、安定した収益確保を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。
円建ての短期公社債等を主要投資対象とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

[各ファンド共通]

◎収益分配方針

- ・毎決算時(毎年12月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)
 - ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ・収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
 - ・収益の分配にあてなかった利益については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

主な投資制限

【グローバル・アンブレラ UBS BRIC】

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

【グローバル・アンブレラ UBS コモディティ】【グローバル・アンブレラ UBSフード(豪ドル連動型)】共通

- ①株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ②デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

【グローバル・アンブレラ UBS原油(WTI先物指数連動型)】

- ①株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

【グローバル・アンブレラ UBSマネー】

- ①株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ②外貨建資産への投資は行いません。

インデックス掲載に際してのご留意事項

MSCIインデックス

MSCIインデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

Constant Maturity Commodity Index Family(コンスタント・マチュリティ・コモディティ商品指数、以下、「CMCI」)

CMCIに関する著作権、およびその他知的財産権はUBSおよびBloombergに帰属しており、UBSの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。UBS AGまたはその関係会社(以下、「UBS」という)が情報提供のみを目的として作成したものであり、指数構成銘柄への投資を推奨するものではありません。UBSは、情報の正確性、確実性および完全性を保証するものではなく、UBSは当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株式へ投資を行う場合、株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。組入銘柄の株価が変動した場合には、基準価額に影響を与える要因となります。

[対象ファンド：UBS BRIC]

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなる場合があります、基準価額に影響を与える要因となります。

[対象ファンド：UBS BRIC]

■カントリー・リスク

外国の有価証券へ投資を行う場合には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、BRIC(新興国)諸国には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ・資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

[対象ファンド：UBS BRIC]

■為替変動リスク

世界各国の各種の通貨建有価証券等に投資を行う場合(商品指数連動債を通じて外貨建資産に投資する場合を含みます。)には、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

[対象ファンド：UBS BRIC、UBS コモディティ、UBS フード(豪ドル連動型)、UBS 原油(WTI先物指数連動型)]

■商品(コモディティ)市場の変動リスク

UBSブルームバークCMCI総合指数(UBSコモディティの場合)、UBSブルームバークCMCI指数食品関連セクター(UBSフード(豪ドル連動型)の場合)またはUBSブルームバークCMCI指数のWTI原油指数(UBS 原油(WTI先物指数連動型)の場合)の騰落率に価格が連動する仕組債を高位に組入れた場合には、UBSブルームバークCMCI総合指数、UBSブルームバークCMCI指数食品関連セクターまたはUBSブルームバークCMCI指数のWTI原油指数の変動および商品(コモディティ)市場の変動の影響を大きく受けます。

[対象ファンド：UBS コモディティ、UBS フード(豪ドル連動型)、UBS 原油(WTI先物指数連動型)]

■商品指数連動債に関するリスク

商品指数連動債*の価格は、対象インデックスの値動きと概ね連動するよう調整されるため、インデックスが下落した場合には下落することになり、この場合、ファンドの基準価額も下落します。

また、当該債券の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合には、当該債券価格は大きく下落し、支払いが滞ったり、売却が困難となる場合があります。

[対象ファンド:UBS コモディティ、UBS フード(豪ドル連動型)、UBS 原油(WTI先物指数連動型)]

■金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向があります。

[対象ファンド:UBS マネー]

■短期金融商品における信用リスク

ファンド資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

[対象ファンド:UBS マネー]

*商品指数連動債の発行は、UBS AGロンドン支店が行います。ただし、将来AA以上もしくは同等の格付けを有する発行体の債券に投資をする場合があります。

その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

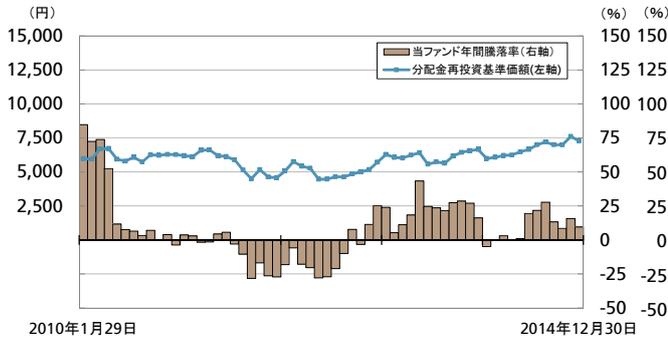
また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

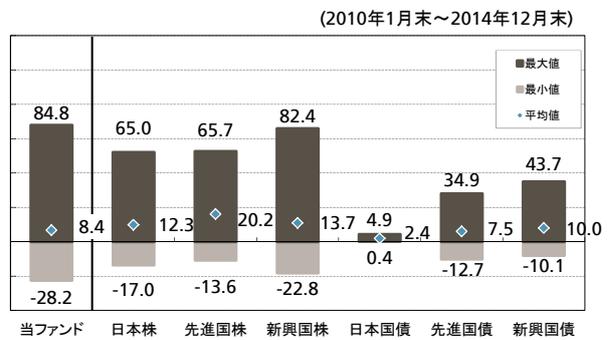
<参考情報>

[グローバル・アンブレラ UBS BRIC]

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

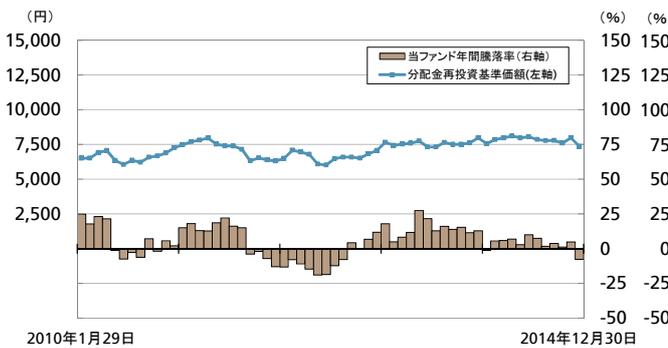


当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

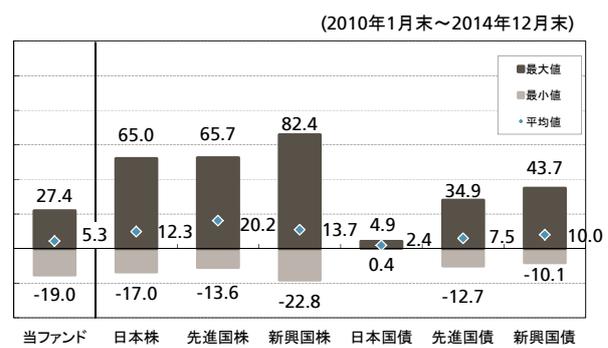


[グローバル・アンブレラ UBS コモディティ]

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

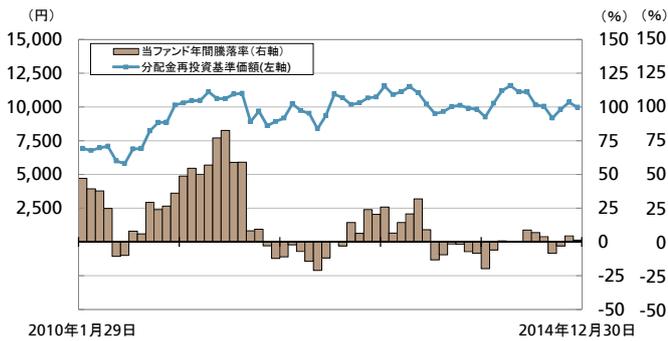


当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

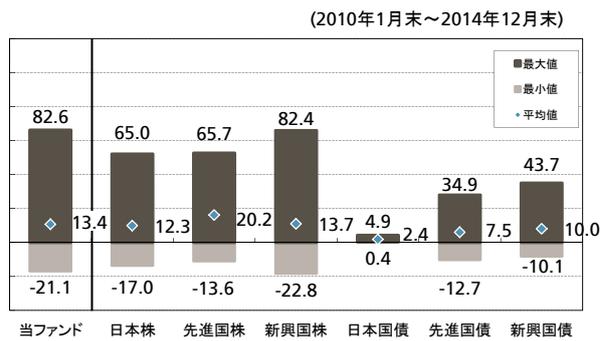


[グローバル・アンブレラ UBS フード(豪ドル連動型)]

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

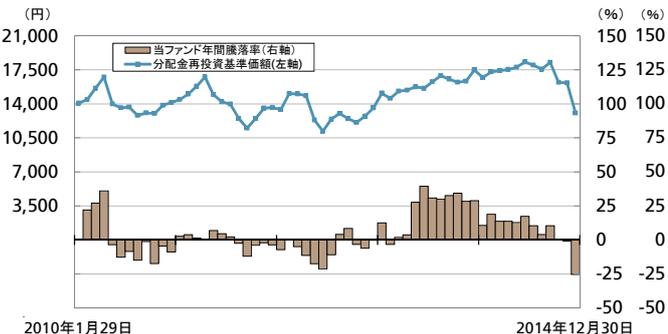


当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

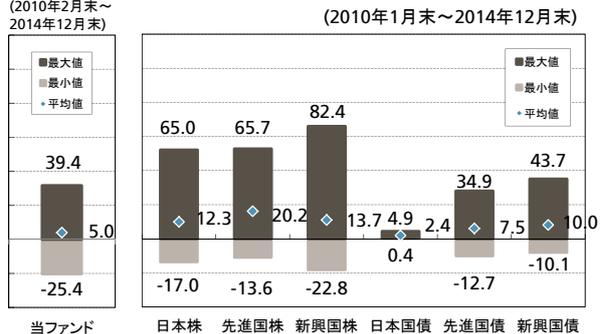


[グローバル・アンブレラ UBS 原油(WTI 先物指数連動型)]

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

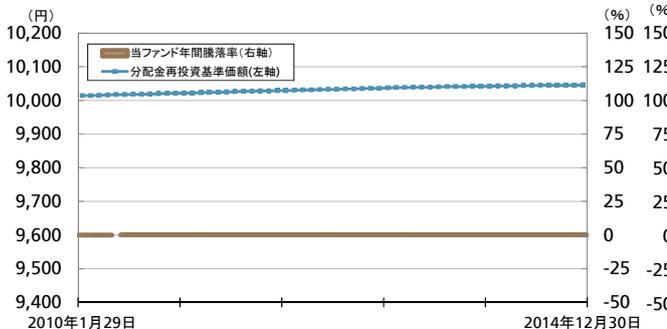


当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

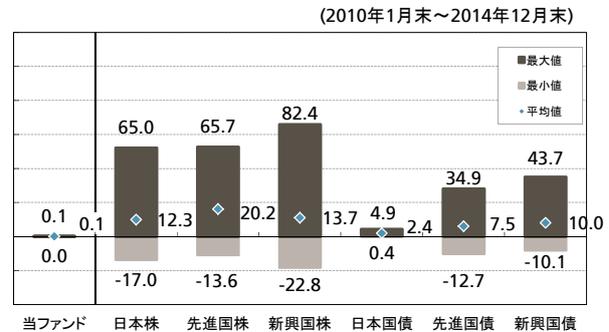


[グローバル・アンブレラ UBS マネー]

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



■「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、当ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すことを目的としています。したがって、当ファンドが収益分配を行っている場合には、実際の基準価額の年間騰落率や基準価額の推移とは異なります。

■「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。(グローバル・アンブレラ UBS原油(WTI先物指数連動型)における当ファンドの騰落率については、2010年2月から2014年12月までの各月末、代表的な資産クラスの騰落率については2010年1月から2014年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。)

(注1) 各資産クラスは当ファンドの投資対象を表しているものではありません。

(注2) 当ファンドについては、分配金再投資基準価額の年間騰落率が記載されているため、収益分配が行われている場合には実際の基準価額の年間騰落率とは異なります。

(注3) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。グローバル・アンブレラ UBS原油(WTI先物指数連動型)については、当ファンドと代表的な資産クラスで対象となる期間が異なることにご注意ください。

■各資産クラスの指数

- 日本株 : 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株 : MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 新興国株 : MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 日本国債 : シティ日本国債インデックス
- 先進国債 : シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 新興国債 : JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

(注2) 詳細は下記の「指数に関して」をご覧ください。

指数に関して

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、およびその他の財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

・シティ日本国債インデックス

・シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。騰落率の数字は、シティ日本国債インデックス・データおよびシティ世界国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。

・JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバースィファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数です。当指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は表紙に記載のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

[UBS BRIC]

基準価額・純資産の推移 (2014年12月30日現在)



※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況 (2014年12月30日現在)

組入上位10銘柄

国/地域	種類	銘柄名	業種	投資比率
1 イギリス	社債券	UBS AG PERLES MSCI(MSCI INDIA)	—	17.35%
2 ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	4.78%
3 香港	株式	CHINA MOBILE LIMITED	電気通信サービス	4.62%
4 中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	3.76%
5 中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN-H	銀行	3.40%
6 中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	2.83%
7 ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PF	銀行	2.24%
8 中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO LIMITED-H	保険	1.86%
9 ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	1.81%
10 ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PF	銀行	1.74%

国/地域別投資比率

国/地域	投資比率
1 中国	29.61%
2 ブラジル	21.33%
3 イギリス	17.35%
4 香港	11.07%
5 ケイマン	9.98%
6 ロシア	8.14%
7 パミューダ	2.17%
現金・預金・その他の資産	0.35%
合計	100.00%

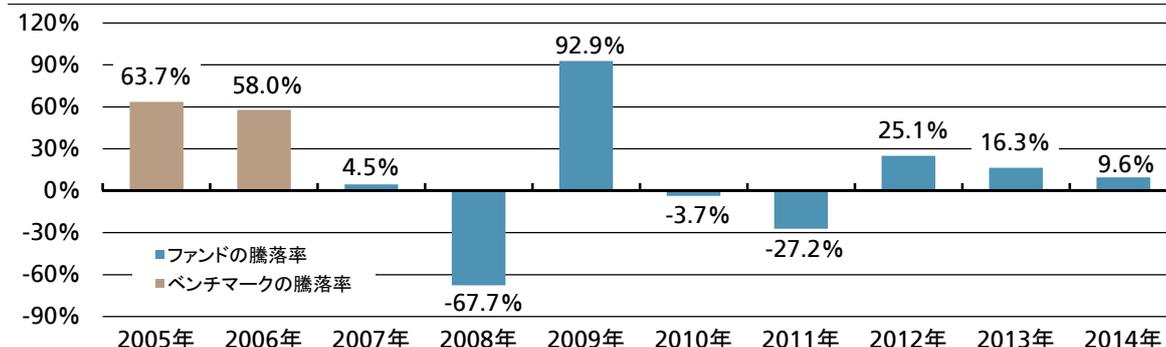
※投資比率は、UBS BRICマザーファンドの純資産総額に占める割合。

※ファンドの純資産総額に対し、UBS BRICマザーファンドを99.16%組入れております。

※業種は、ブルームバーグ業種分類に基づいています。

※「国/地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されるため、当ファンドの収益の源泉となる国(BRIC)とは一致しない場合があります。なお、上記「イギリス」はインドの株価指数に連動する社債を組入れたものです。

年間収益率の推移 (2014年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものと算出。

※2007年については、当初設定日(2007年12月19日)から年末までの騰落率。

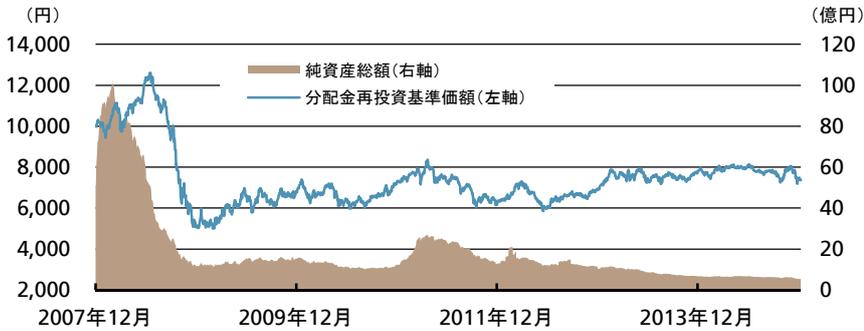
※2006年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。

※ベンチマークの騰落率は、MSCI BRIC インデックスを委託会社が円換算し算出。

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

[UBS コモディティ]

基準価額・純資産の推移 (2014年12月30日現在)



分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。

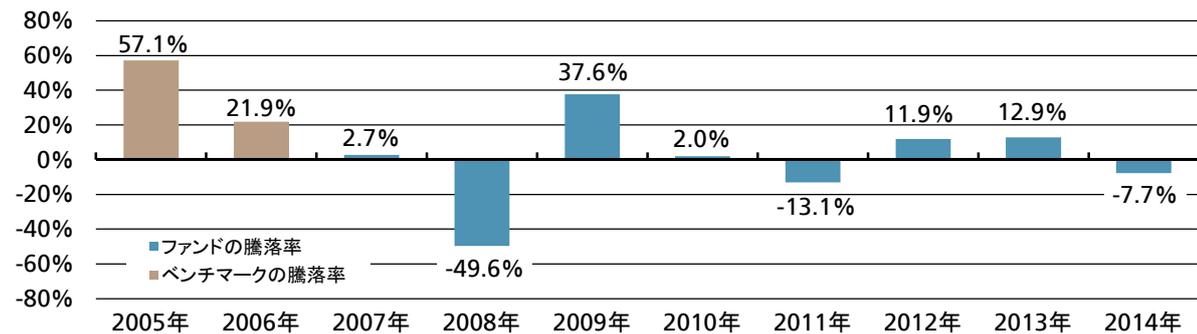
主要な資産の状況 (2014年12月30日現在)

主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	投資比率
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG CMCI USD TOTAL R	—	2015年9月30日	98.11%

※投資比率は、UBSコモディティ・マザーファンドの純資産総額に占める割合。
 ※ファンドの純資産総額に対し、UBSコモディティ・マザーファンドを99.63%組入れております。

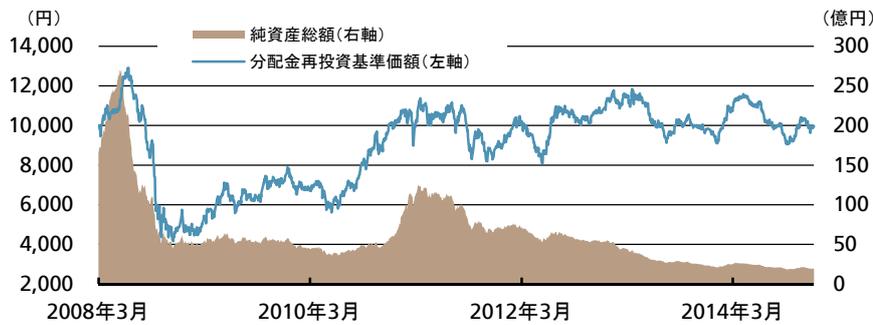
年間収益率の推移 (2014年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものと算出。
 ※2007年については、当初設定日(2007年12月19日)から年末までの騰落率。
 ※2006年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。
 ※ベンチマークの騰落率は、UBSブルームバーグCMCI総合指数を委託会社が円換算し算出。
 ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

[UBS フード(豪ドル連動型)]

基準価額・純資産の推移 (2014年12月30日現在)



分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

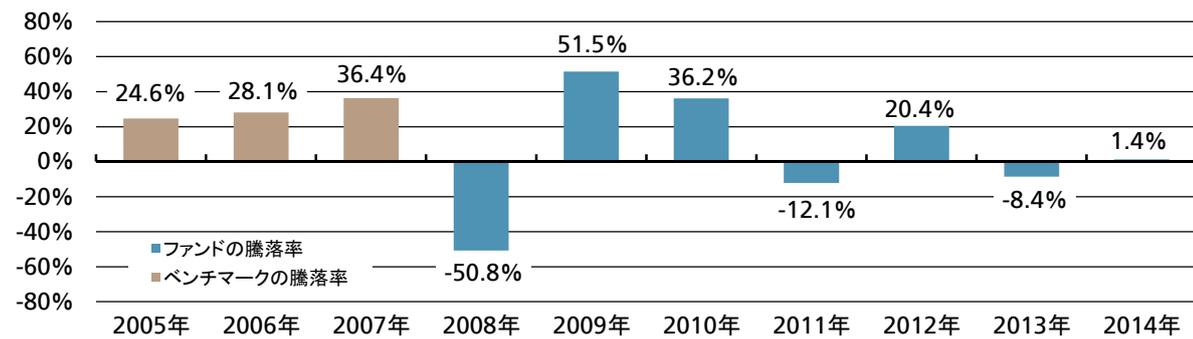
主要な資産の状況 (2014年12月30日現在)

主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	投資比率
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG FOOD AUD HEDGED	—	2015年9月30日	98.65%

※投資比率は、UBSコモディティ・フード(AUD)・マザーファンドの純資産総額に占める割合。
 ※ファンドの純資産総額に対し、UBSコモディティ・フード(AUD)・マザーファンドを99.99%組入れております。

年間収益率の推移 (2014年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものととして算出。
 ※2008年については、当初設定日(2008年3月25日)から年末までの騰落率。
 ※2007年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。
 ※ベンチマークの騰落率は、UBSブルームバーグCMCI指数食品関連セクターを委託会社において豪ドルヘッジベースに計算したものを円換算し算出。
 ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

[UBS 原油 (WTI先物指数連動型)]

基準価額・純資産の推移 (2014年12月30日現在)



分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。

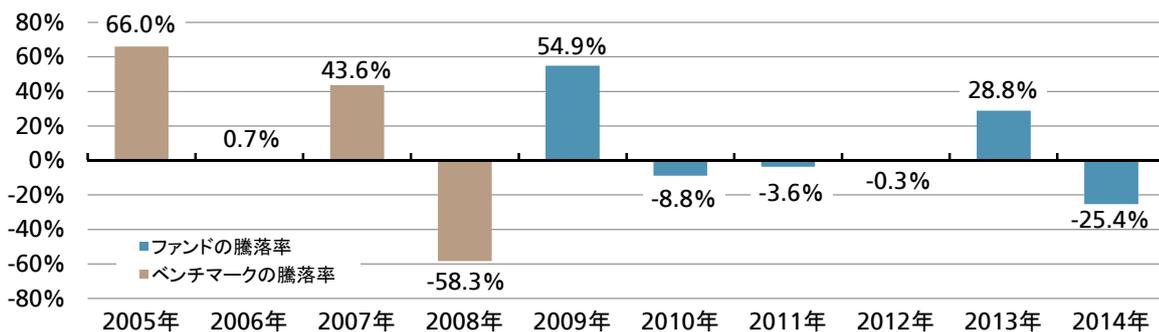
主要な資産の状況 (2014年12月30日現在)

主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	投資比率
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG CMCI WTI CRUDE OIL	—	2015年1月23日	204.39%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。同比率は、当ファンドの追加・解約と有価証券売買の計上タイミングがずれること等により、一時的に100%超の数値となる場合があります。

年間収益率の推移 (2014年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものと算出。

※2009年については、当初設定日(2009年2月16日)から年末までの騰落率。

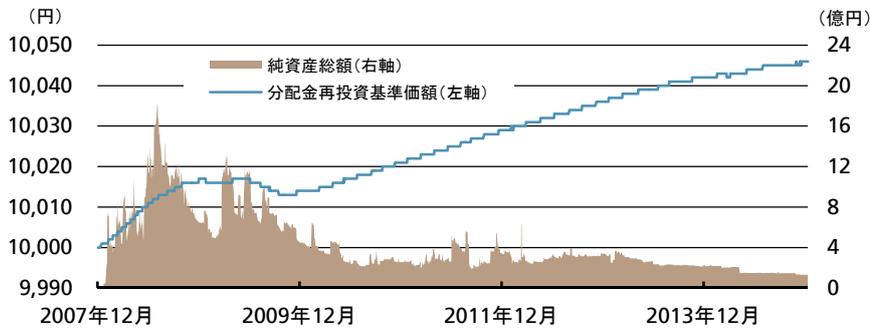
※2008年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。

※ベンチマークの騰落率は、UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数を委託会社が円換算し算出。

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

[UBS マネー]

基準価額・純資産の推移 (2014年12月30日現在)



分配の推移 (1万口当たり、税引前)

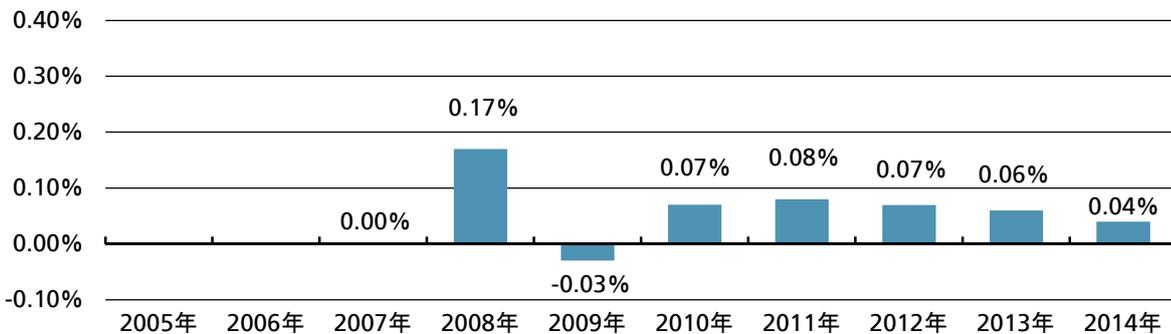
2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	0円
2014年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。

主要な資産の状況 (2014年12月30日現在)

現・預金等であり、有価証券等の組入れはありません。

年間収益率の推移 (2014年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものと算出。
 ※2007年については、当初設定日(2007年12月19日)から年末までの騰落率。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。 ただし、「UBS マネー」は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して原則として6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	平成27年2月28日から平成27年9月4日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	該当事項はありません。
スイッチング	「グローバル・アンブレラ」を構成する5つのファンド間でスイッチングが可能です。ただし、販売会社によりスイッチングができない場合、またはスイッチングの対象ファンドが異なる場合があります。詳しくは、各販売会社へお問い合わせください。「UBSマネー」以外のファンドから他ファンドにスイッチングする場合には、一旦、「UBSマネー」にスイッチングし、後日、他ファンドへスイッチングする必要があります。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入・換金申込みの受付は行いません。 また、「UBS BRIC」に関しては、上記に加えて、サンパウロ証券取引所、ロシア証券取引所、ボンベイ証券取引所もしくは香港取引決済所の休業日と同日の場合も、購入・換金申込みの受付は行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは購入・換金申込の受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込を取消すことがあります。
信託期間	平成29年12月5日まで UBS BRIC、UBSコモディティ、UBSマネー <当初設定日 平成19年12月19日> UBS フード(豪ドル連動型) <当初設定日 平成20年3月25日> UBS 原油(WTI先物指数連動型) <当初設定日 平成21年2月16日> ※受益者に有利であると認めるときは信託期間の延長をすることができます。
繰上償還	次の場合には、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了(繰上償還)させる場合があります。純資産総額が各ファンド30億円(UBS原油(WTI先物指数連動型)は20億円、UBSマネーは100万円)を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則毎年12月5日(休業日の場合は翌営業日)。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	各ファンド5,500億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、決算時(毎年12月)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除は適用されません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜3.00%) 以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額を販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.3% 「UBSマネー」には信託財産留保額はありませぬ。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用	
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	UBS BRIC	日々の純資産総額に 年率1.3716% (税抜年率1.27%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社	0.70% 委託した資金の運用の対価
		販売会社	0.50% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.07% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		UBSコモディティ	日々の純資産総額に 年率0.918% (税抜年率0.85%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社	0.50% 委託した資金の運用の対価
		販売会社	0.30% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.05% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		UBSフード(豪ドル連動型)、UBS原油(WTI先物指数連動型)	日々の純資産総額に 年率1.08% (税抜年率1.00%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社	0.65% 委託した資金の運用の対価
		販売会社	0.30% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.05% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
UBSマネー	日々の純資産総額に 年0.594% (税抜年0.55%) を上限とする率を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)		
委託会社	0.25% 委託した資金の運用の対価		
販売会社	0.25% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価		
受託会社	0.05% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価		
<p>※運用管理費用(信託報酬)は、無担保コール翌日物の金利水準により毎月見直されます。上記の表に記載された率は上限です。</p> <p>平成26年12月末現在の「UBSマネー」の運用管理費用(信託報酬)は年率0.081% 以内 (税抜年率0.075% 以内)です。</p> <p>配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)</p>			
委託会社	0.030% 以内	委託した資金の運用の対価	
販売会社	0.030% 以内	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	
受託会社	0.015% 以内	運用財産の管理、運用指図実行等の対価	

時期	項目	費用							
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。							
	その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%(「UBSマネー」は上限年率0.05%))として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用 <table border="1"> <tr> <td>監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </table> 実費として、原則発生 of 都度ファンドから支払われる主な費用 <table border="1"> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </table> ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用								
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等								
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料								
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用								

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は平成26年12月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

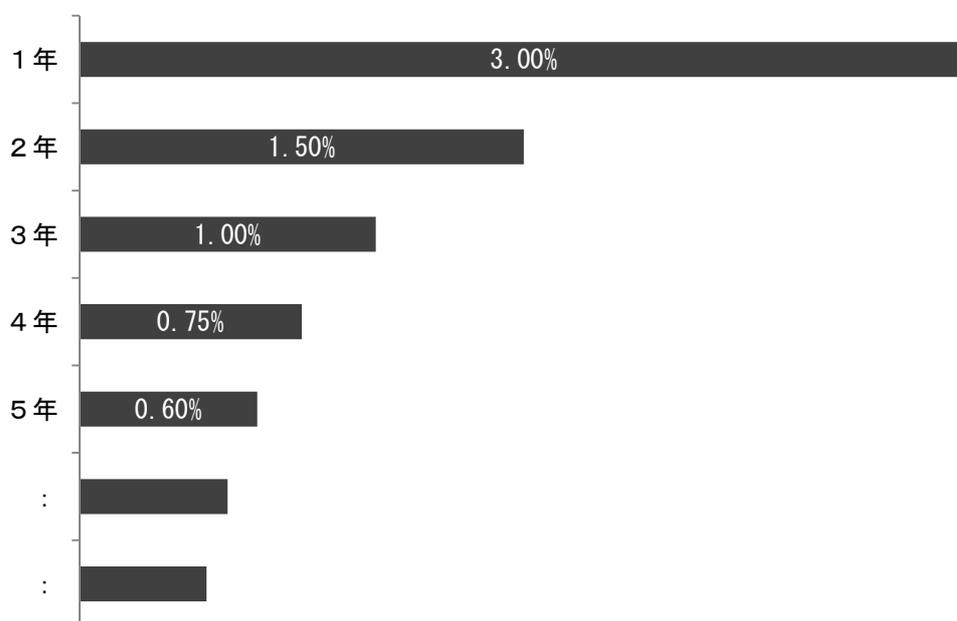
投資信託の購入時手数料に関するご説明

■ 投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

「グローバル・アンブレラ」の購入時手数料について

野村証券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に以下の手数料率を乗じた額とします。

(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)

購入口数	手数料率
1億口未満	3.24% (税抜 3.00%)
1億口以上	1.62% (税抜 1.50%)

- ◆UBS マネーから各ファンドへのスイッチングは、1.08% (税抜 1.0%) とします。
- ◆各ファンドから UBS マネーへのスイッチングは、無手数料とします。
- ◆収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ◆野村証券株式会社における購入単位は以下のとおりです。

自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース) : 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

※野村ネット&コールでの購入単位は以下のとおりとなります。

自動けいぞくコース(分配金が再投資されるコース) : 1万円以上1円単位

詳しくは野村証券窓口または野村ネット&コールのウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村証券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。
なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、世界の株式、債券、および商品(コモディティ)市場に実質的に投資を行います。ファンドの基準価額は組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また組み入れた株式、債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

